

令和6年福井県議会6月議会報告

民主・みらい会派 代表質問より

6月議会、代表質問をさせていただきました。
やはり、代表質問は気が張ります。会派のメンバーの思いを乗せて、精一杯やらせていただきました。

6月 代表質問項目

1 知事の政治姿勢

- ① 北陸新幹線の開業効果の検証について
- ② 人口減少対策について
- ③ 能登半島地震の復興支援と災害廃棄物処理対策強化について
- ④ 政治資金規正法の改正に対する認識について

2 エネルギー行政 について

- ① 使用済燃料の県外搬出について

3 交通体系について

- ① 北陸新幹線開業後の県内の交通政策について

4 福祉行政について

- ① 障がい者への合理的配慮について
- ② 県内の介護の課題と対策について

5 観光行政について

- ① 福井アリーナの整備、運営について

6 農業行政について

- ① 種苗法改正後の県内品種の状況について

7 土木行政について

- ① 老朽化したインフラへの対策について

8 教育行政

- ① これからの教育行政に臨む姿勢について

9 公安行政について

- ① SNS詐欺等への対策について

1 知事の政治姿勢

(1) 北陸新幹線の開業効果の検証について

開業から約3ヶ月が経過し、その効果について、県が発表した推計値によると、関東圏、信越を中心に本県への来訪者は大きく増加し、また、県内宿泊施設の利用者数も好調となっています。

一方で、開業効果の波及には、地域やエリアごとに濃淡が現れてきたと感じています。特に新幹線駅周辺の大きな賑わいと比較し、駅から離れた繁華街や観光スポットには、期待していたような効果が及んでいないのではないのでしょうか。

今後、開業効果の最大化、持続化をはかるためには、観光を中核とした交流人口の増加や消費の増加を呼び水とした新たな民間投資やまちづくりの活性化など、長期的スパンで広域的に好循環を生み出していけるよう、官民で継続的に取り組むことが重要だと考えます。

質問1 開業後の現状認識について伺うとともに、今後、開業効果の最大化に向け、現場のニーズに合わせて観光面や商業面で民間投資を後押しする支援が必要と考えるが、知事の所見を伺う。

【知事】 開業から2か月後までの状況は、駅周辺の人出は昨年比で、関東圏からは45%、関西圏からも32%増加しています。また、終着駅である敦賀駅、例えば赤レンガ倉庫は48%の増加で、2か月たっても開業効果は続いています。商業面においては、例えば福井市、敦賀市とともにまちづくりファンドをつくり、新規出店や既存の店舗の改修などの支援を行っております。これらにより、福井市には、この2年ほどの間に100店舗ほどが新たに創業、改修が行われました。敦賀についても、駅周辺で50店舗が新しくなっている状況であり、それ以外の地域についても、産業支援センターで既存店舗の改修の助成も行っていますので、これを継続していきたいと考えています。

観光面においても全国でトップクラスの助成を行っているところです。例えばマリオットホテルの開業や、宿泊と食がセットのオーベルジュの誘致などにも力を入れ、また、民宿の中でも上質な宿を新たにつくっていく、さらには民宿のお風呂やトイレを直す、こういったことにも力を入れ、さらに魅力づくりに力を入れていきたいと考えています。

【所感】

まだまだ課題は少なくありません。県はもちろんですが、各市町においても、更なるバージョンアップを常に意識して進めていくことが必要なのだと考えます。確かに、人の数は増えたのは感じます。しかし、平日やイベントのない場では、寂しいものを感じる場面も少なくありません。

雰囲気は流されることなく、ビッグデータを基にしたエビデンス（科学的根拠）を大切に分析と次への手立てが求められているのだと感じます。

訪日観光客数が今年3月に300万人の大台に乗るなど勢いを増しています。ただ、都市部と比較し地方での消費は伸び悩んでおり、観光庁による2023年のインバウンド観光客の消費額の分析結果によると、東京と福井では1,300倍の格差があるとのこと。県では、4月からインバウンド推進室が設置されており、新幹線開業を追い風とし、今後の巻き返しが期待されるようです。

質問2 今後のインバウンド需要の取組に向け、どのような策に実効性があると考えているのか、知事の所見を伺う。

【知事】 北陸新幹線が開業して東京と1本でつながるという効果もあり、インバウンド需要は昨年同期と比べ最初の2か月で2.9倍、コロナ禍前の状況と比べても2.2倍に増えています。さらにこの効果を大きくしていくためには、多くのお客様にできるだけ長く留まっていただき、宿泊につなげていくことがとても重要だと認識しています。例えば、座禅体験のようなインバウンド向けの体験コースを今年度から全体で5割増やしたり、SNSでの発信、中国や香港、タイなどでは直接先方の旅行会社に累計で300社営業をするなどして、ツアーの醸成につなげていきたいと考えています。また、今回の6月補整予算においても、県の観光連盟に外国人の人材を雇い入れ、県内の事業者に対してアドバイスをしたり、商談のサポートを行い、海外の会社との間で契約が結べるようなことも進めていきたいと考えています。また滞在時間を長くする取り組みについては、例えば伝統芸能のショーなど夜間のコンテンツを増やしていこうと考えており、こうしたことで宿泊の需要を増大させていきたいと考えています。

(2) 人口減少対策について

4月24日に、民間組織の「人口戦略会議」が「地方自治体の持続可能性分析レポート」を公表しました。

公表結果によると、2020年から50年までの30年間で、20代、30代の若年女性人口が現在の半数以下になると推測される自治体は、全国の4割以上にのぼり、これらの自治体では、今後人口が急減し、最終的には消滅する可能性があるとして、警鐘を鳴らしました。本県においては、17自治体のうちの8自治体（大野市、勝山市、あわら市、池田町、南越前町、越前町、若狭町、高浜町）がこの「消滅可能性自治体」に該当するとの結果でした。

県では、「ふくい創生・人口減少対策戦略」に基づいた施策を進め、県や市町の支援による移住者は増加傾向にあるなど一定の成果を上げていますが、2023年の人口動態統計においても合計特殊出生率は前年の1.50から0.04ポイント低下し、過去2番目の低さとなり、少子化傾向の反転は見通せない状況にあります。

質問3 今年度策定する次期人口減少対策戦略において、女性を中心とした若者の定住支援として、どのような政策が必要と考えるのか、知事の所見を伺う。

【知事】若い方々は自分のキャリア形成やライフプランというものに対し夢を持っている一方で、仕事や子育て、家庭、結婚などの経済的な負担に不安を持っているようです。したがって、これらに対するポジティブなイメージを持っていただく必要があると考えています。特に福井県の場合は、共働き率が日本一ですので、仕事と家庭の両立がしやすい環境をつくっていく必要性が高いと認識をしています。このために、まず職場においては、男性の育児休業、テレワーク、フレックスタイム、短時間の正規雇用、リスクリング（学び直し）など、働きやすい環境を整えていく必要があると認識していますし、家庭においては、共家事のような、夫婦が一緒になって家事育児を分担していく、地域全体で子育てを支援する、このような環境の整備に努めていきたいと考えています。女性や若者たちが自分らしく活躍できる、そういったウェルビーイング（精神的かつ経済的な幸福）を高めていくことをしながら、常に若者目線で、若い世代に選ばれる福井県となれるよう人口減少対策に努めていきたいと考えています。

質問4 新幹線開業を実現した今、交流人口の増加を人口減少対策にどのようにつなげていくのか、今後の道筋、展望を知事に伺う。

【知事】北陸新幹線が開業し、恐竜博物館のリニューアルや一乗谷の朝倉氏遺跡博物館の開館、三方五湖の再整備、また、各駅のまちの周辺のにぎわいづくりなどを行うことで、多くの官民の投資が行われました。これからも新たな投資を呼び込む、またプレイヤー（活動メンバー）を増やしていくということもとても大事だと思います。そうすることで、今、県内の状況は、今まで郊外に行っていた人たちが町なかに集まってきて地域がにぎわい、楽しいと感じていただけていると思っています。自分自身が楽しめるようなまちづくりをしていく。楽しい、将来に希望が持てるような地域には、今住んでいる人にも、外から来る人にも定住志望が高まってくると言われています。新幹線が来て、交流人口が増えてきた、その人たちが県外の人たちから見た福井の魅力を語ってくれることで、県内の人たちがそれをとてもうれしく思い、さらに楽しく感じる、そうすることにより関係人口が広がり、定住にも結びついていく、その定住が増えてくれば、さらに地域のにぎわいが高まっていった交流人口が増える。という好循環を生み出していきたいと考えています。

(3) 能登半島地震の復興支援と災害廃棄物処理対策強化について

能登半島地震から5ヶ月半が経過しました。被災者の生活に大きな影響を及ぼしていた水道に関し、上水道の断水については、石川県の発表では、5月末にほぼ全域で解消されたとのこと。下水道の復旧については遅れている地域があり、被害が大きかった6市町においては下水管の総延長の約半分が損傷したことや修繕する業者が不足していることが復旧が遅れている要因となっています。

また、被災建物の解体について、6月12日時点では、公費解体申請があった19,060棟のうち、解体を終えたものは619棟で、全体の約3%にとどまり、多くは手つかずの状態のままとなっています。遅れの要因として、石川県内では公費費用を算定する補償コンサルタントや解体業者に加え、廃棄物仮置き場も不足しており、これに対して、全国から応援や支援が必要ではないかと考えます。

質問5 復興支援に対する現状と課題についての認識を伺うとともに、隣県である本県が上下水道の復旧工事や被災建物の解体、災害廃棄物の受入れについて、応援が可能な事業者を募集し、石川県へプッシュ型で派遣していく必要がないのか、知事の所見を伺う。

【知事】能登半島地震について、県内からは早い段階から、避難所の運営支援や、家屋の被害調査、公費解体などの申請受付などに1万3600人を超える人々を応援に出しています。県内の事業者の応援については、例えば解体工事は、5月末から珠洲市、輪島市に応援を出しており、来月からはさらに多くの人材を送り込む予定です。また、災害廃棄物についても、2月末から県内の事業者が活動しており、廃棄物の受入れも行っています。上下水道については、本管の復旧工事はもう終わっておりますが、これから各家庭における配管が始まる場所ですので、受注可能事業者としての登録、県内の事業者も行っているところです。いずれにしても、本格復旧を急いでいくということから言えば、できるだけ多くの技術者が石川県内に入る必要があると認識しています。本県からも事業者の応援を増やしていく必要があります。ただ、石川県内の事業者の事情というのもありますので、一方的にプッシュ型というのは難しいかもしれませんが、発注元である石川県と十分に相談をしながら応援に力を入れてまいりたいと考えています。

質問6 災害廃棄物処理については、県を越えた広域処理など国や他県と連携した運搬体制をいかに早く確立するかが重要となるが、迅速な処理に向け、どのような連携方策や体制を想定しているのか伺う。

【エネルギー環境部長】災害廃棄物の迅速な処理のため、県廃棄物処理計画では、県は市町、他県、国などとの調整や福井県産業支援循環協会との協定に基づく協力要請などを行うこととしています。現に、南越前町豪雨の際には、発災初日から県職員と協会の職員が現地へ赴き、仮置き場の運営などの助言を行ったところ。また、大規模災害の場合には県同士、または国などを通じた応援要請を行い、並行して業界団体に車両や人員の確保、派遣を依頼することとしています。能登半島地震の際には、石川県から要請を受け、本県のごみ回収車は1月5日に珠洲市に到達し、避難所ごみの収集運搬、処分を行ったところ。いずれにいたしましても、災害廃棄物の処理は、スピードが極めて重要です。能登半島地震での教訓も踏まえ、今後も引き続き、関係者と連携を密にしていきたいと考えています。

(4) 政治資金規正法の改正に対する認識について

岸田総理は、政治資金規正法の改正にあたり、自身が「先頭を切って進める」と明言していたにもかかわらず、国会議員の監督責任の取り方を見ても、多くの国民は踏み込みが不十分と捉え、政治不信が一層高まっています。そのため、地方議会からも極限まで高まった政治不信を払拭しようと、多くの地方議会が政治資金パーティーの裏金事件の実態解明を求める意見書を採択しています。4月時点の報道では、その数は66にのぼり、府県でも全国18府県議会において意見書が提出され、その内11府県議会で可決されたとのことです。

問題となったパーティー券収入の「キックバック」は、自民党派閥では慣習化されていたとのことであり、「政治とカネ」の問題が未だに存在していることへの怒りを感じるとともに、実態解明がなされていない現状や国会議員の責任の取り方を見ていると、国民の政治全体への不信感が増強され、投票をしない、政治に期待しない国民が増えていくのではないかと危機感を感じます。

議会制民主主義の危機に陥らないためにも、選挙で選ばれる我々地方議員も知事も自分ごとと捉え、今回の政治資金規正法の改正を機に気を引き締める必要があると考えます。

質問7 知事御自身の就任からこれまでの政治資金パーティーの開催実績について伺う。また、今回の一連の事件における政治資金の使われ方を受けた政治資金規正法の改正について、知事の認識を伺う。

【知事】政治資金パーティーについては、私の後援会など、私を応援してくださる方々が政治資金規正法にのっとり開催しており、就任以来合計6回開催されています。今回の政治資金を巡る課題、問題は、資金の使われ方ということよりは、パーティー券収入とそれに伴う支出が法律に基づいて適正に報告されていなかったということに大きな問題があると認識をしています。国民の政治不信を招いたことは本当に残念だと考えています。政治資金規正法が改正されましたが、その中ではパーティー券の購入者の公開基準の引下げがされたり、いわゆる連座制の導入もされているところで、一定程度の前進が見られ、透明性の確保が図られたと考えています。一方で、政策活動費の支出上限や公開の方法、第三者の機関の在り方については引き続き議論がされるということ伺っており、こうした議論を引き続き続けていながら、国民の信頼回復が図られるよう努めていただきたいと思います。

2 エネルギー行政について

(1) 使用済燃料の県外搬出について

質問1 使用済燃料対策ロードマップの進捗状況について、知事の所見を伺う。

【知事】 六ヶ所村の再処理工場については、日本原電の社長が5月29日の記者会見において、竣工目標を変える必要はないと発言していると承知しています。使用済燃料対策ロードマップについては、国が実現に向けて事業者間の連携を含めた取組状況を管理すると述べているところです。県としても、今月7日に岩田経済産業副大臣に対し、再処理工場の竣工目標の実現、中間貯蔵施設に係る関係者の理解確保などに向け、国が前面に立って主体的に取り組むよう強く要請したところです。それに対し副大臣からも、着実に進めるという回答を得ています。国と事業者は、より一層連携を強化し、ロードマップに沿って、使用済燃料の必要な搬出容量の確保を行っていく必要があると考えています。

【所感】

本県は、昭和45年に敦賀原発1号機が運転を開始して以降、商業炉、研究炉の原子炉が建設され、関西圏への電力供給に長年貢献してきました。一方で、原子力発電所から出る使用済燃料については、1996年に栗田知事が中間貯蔵施設の県外設置を要望して以降、一貫して県外搬出を強く求めています。関西電力は、昨年10月には、社長自らが先頭に立って必要な搬出容量の確保に努めるという決意を込めた「使用済燃料対策ロードマップ」を示しました。しかし、ロードマップで示された「六ヶ所再処理工場の2024年度上半期の出来るだけ早い時期の竣工」については、4月下旬の日本原燃の増田社長の記者会見で「日に日に厳しくなっているのはおっしゃるとおり」と述べており、同じくロードマップに示されている「2025年度から再処理開始、2026年度から使用済燃料受入れ開始」という計画と併せ、実現することは厳しいと思われます。さらに、「中間貯蔵施設の他地点を確保し、2030年頃に操業開始」することについて、関西電力と中国電力が共同運営を目指す山口県上関町(かみのせきちょう)において、4月から地質調査が始まりましたが、反対住民の抗議集会の開催や計画の白紙撤回が求められ、上関町長は「建設予定地が適地と判断された場合でも、すぐに受け入れの結論は出せない」としており、「2030年頃の操業開始」は困難と考えられます。こうした状況にあって、昨年10月に初めて設置検討が示された乾式貯蔵施設設置に向けた取り組みだけが進められていることに違和感を覚えます。

3 交通体系について

(1) 北陸新幹線開業後の県内の交通政策について

開業後、新たな県民の足となったハピラインふくいについて、開業から5月末までの1日あたりの利用者数が目標を上回るなど、利用は好調を維持していますが、いくつかの課題も浮き彫りになっています。

開業日には想定以上の利用により、トラブルが相次いだほか、ICOCAの利用区間の制限により、乗り継ぎなどの運賃支払いに混乱が生じています。また、夕方17時台の福井駅発敦賀方面の電車は、帰路につく大勢の会社員や学生、旅行者で大変な混雑状態となるなど、ピーク時間帯の混雑回避が課題となっています。

質問1 新たな県民の足となったハピラインふくいについて、幾つかの課題が浮き彫りになっているが、こうした事態を予測し、対応する時間は十分にあったと思われるが、なぜ今回のような混乱を招いたのか、また、課題の改善に向け、今後どのように取り組むのか所見を伺う。

【知事】 ハピラインふくいにおきましては、利用が好調な一方で、予想を上回る利用者の増加により、開業前には想定していなかった駅、車両の混雑、それからJRとの乗り継ぎ面での課題などが生じているものと考えています。福井駅の混雑については、券売機の増設や、駅構内の案内サインを充実いたしましたし、列車の混雑対策としては、一部の列車を2両から4両編成へ増結するなど、一つ一つの課題に可能な限り速やかに対応をまいりました。ICOCAの精算についても、現在JRに対して敦賀駅にICカード用の乗り換え改札機の設置を要望しているところです。開業初年度ですので、想定外のことが起きる可能性がこれからも考えられますが、その都度、利用者の方々の声をしっかり聞きながら、速やかに改善策を実施していくことが大切です。県としては、ハピラインふくと連携を取りながら改善のための取組を支援していきたいと考えています。

また、路線バスの運転士不足が深刻さを増しています。

京福バスではこれまで、収益性の高い貸切バスの稼働停止や他社への移管のほか、整備工員や運行管理者を路線バスの運転士に充てるなど、様々な策で便数維持に努めてきました。しかし、人員不足に歯止めがきかず、6月から、福井駅起点の福井市内の路線バス9路線における合計242便の減便に踏み切りました。減便後も約30人分の運転士が不足するため、10月には市町をまたぐ広域的な路線の減便にも着手する予定です。

また、福井鉄道においても、現在運行する路線バスの維持には、10名ほど運転士が不足していることから、路線の廃止を検討しているとのこと。

こうした事態を受け、先月28日には、バス事業者や中部運輸局、県、市町による「路線バス人材確保緊急対策会議」が開かれ、県や市町からは会社説明会の開催費負担など、人材確保策への継続的な支援に対する前向きな意見が出たとのこと。ただ、こうした危機的状況にあって、これまでと同様な支援では、現状を打開できるとは到底思えません。

人員不足の大きな要因の一つである賃金について、運転士の年収は他業種より約1割低いと言われ、給与引き上げのための行政による大胆な補助金支出の検討のほか、デマンドタクシーや日本版ライドシェアの模索など、利便性の確保に向けた施策を早急に進めていく必要があると感じています。

質問2 深刻な運転手不足による路線バスの廃止、減便に対し、今後、県としてどのような支援策を講じていくつもりなのか伺う。

【知事】 路線バスを維持し、県民の利便性を確保するためには、まず運転手の確保が重要だと考えます。県では昨年度に引き続き、運転体験会、合同就職説明会の開催を支援しており、今年度の第1回目を今月9日に開催し、19名の参加を得たところです。また、今年度から新たに各事業者が独自に行う人材確保への支援、就職者に対する奨励金の支給、現役会社員等に対する二種免許取得支援等を行っているところです。これらに加え、先週14日からはトライアル枠予算を活用し、バス事業者に運転手を紹介した方への報奨金を支給するなど、より踏み込んだ募集、確保策を展開しています。今後も事業者、市町、福井運輸支局など関係者との協議を進め、バス運転手確保のために重要な待遇の改善、デマンドタクシーなど適切なモビリティへの転換など公共交通ネットワークの維持確保のためのさらなる対策をしっかり検討していきたいと考えています。

4 福祉行政について

(1) 障がい者への合理的配慮について

2006年に、国連で障害者権利条約が採択され、新たな概念として「合理的配慮」が盛り込まれました。これにより、従来は先天性や病気、けがなど個人の問題として捉えられがちだった「障がい」の考え方が、大きく転換しました。国内では、2016年に障がいを理由とした不当な差別を禁止する「障害者差別解消法」が施行され、障がい者の申し出に応じ、負担が重過ぎない範囲で生活上の困りごとや社会的障壁を取り除く「合理的配慮」が国や自治体に義務付けられました。今年4月に同法が改正され、民間事業者においても合理的配慮が義務付けられることとなり、本県では、2018年に制定した「県共生社会条例」の一部を改正し、民間事業者における障がいを理由とした差別解消に向けた責務が強化されたところです。障がいを理由とした地域社会における様々な差別や偏見の解消に向け、こうした法整備は進んでいるものの、実社会では依然として「合理的配慮」に対する認識は低いと思われる。自身が利用したい施設に車椅子利用者向けのエレベーターやスロープがないため利用をためらう場合や、店舗において適切なコミュニケーションが望めない場合など、障がい者にとっての「壁」は多く見受けられるのが現状です。

質問1 県共生社会条例の制定以降、合理的配慮への認知度の向上に向け、福井国体の開催を通じた機運醸成のほか、どのような政策に取り組んできたのか、また、今後、民間事業者に対してどのように周知徹底を図っていくか、伺う。

【鷺頭副知事】 県では、平成30年4月の共生社会条例施行を機に、何が社会的障壁となるか、そしてそれを取り除く対応事例について御理解いただくため、広く県民を対象に公民館や企業などでの出前講座を毎年実施してきたところです。本年4月からは、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことから、まず各事業所内においてできることから始めていただくため、できルールというのをキャッチコピーとしたチラシを作成し、商工会議所や市町等を通じて周知をするとともに、障がい者差別や合理的配慮について分かりやすく解説をした動画を配信しているところです。ただ、事業者の方からは、どの程度の取組が求められるのか分からないといった御意見もありますことから、今後は、例えば車椅子用のスロープ板の設置、あるいは聴覚障がい者の方へのコミュニケーションボードの設置といった取組の具体例をパネルやチラシなどで分かりやすく例示をしまして、図書館などで展示するなど、理解促進を図ってまいります。また、県や市町、そして県障がい者社会参加推進センターに設けております相談窓口を周知し、事業者の対応を支援してまいりたいと考えています。

(2) 県内の介護の課題と対策について

質問2 本県における訪問介護の現状を伺うとともに、地域に寄り添ったサービスを行う小規模事業所などへの支援が必要と考えるが、所見を伺う。

【健康福祉部長】 県内の令和5年の訪問介護事業所数は147施設、介護職員数は1460人であり、令和元年と比べ、事業所数は4施設の減、職員数は13人の増となっております。また、月平均の利用者数は令和5年に約4000人で、令和元年と比べると約120人の減となっておりますが、訪問看護における介護サービス事業者を含めると、月平均約8400人となり、約190人の増となっている状況です。在宅サービスの充実に向け、訪問介護事業所などの経営の安定化、職員の確保、定着を図っていくことが必要となってまいります。今回引き下げられた訪問介護の基本方針について県では国に対し、地方では都市部に比べ移動距離が長く時間や経費がかかることから、サービスの実態を踏まえた改善を要望したところです。また、引き下げられた処遇改善加算については、積極的に取得するよう、事業所対象のセミナーのほか、個別に社会保険独自の派遣を実施してまいります。このほか、今年度業務改善や生産性工場に向け、ワンストップの相談窓口を開設することとしています。また、介護ソフトやICT導入の支援により、職員の負担軽減、勤務環境の改善を推進してまいります。

質問3 高齢者の在宅生活を支えるケアマネージャーの不足への対策として、居宅介護支援事業所への支援の方向性について伺う。

【健康福祉部長】 要介護者の自立した日常生活を支えるためにはそれぞれの介護度に応じたケアプランの作成が不可欠となり、ケアマネージャーの果たす役割は大きいと考えます。要介護者が増えるなかで、事務量の増加や職員の高齢化、処遇改善などの対応が課題となっております。小規模事業所における業務の効率化を図るために介護支援専門員協会と連携し、市民ケアマネージャーによるケアプランの作成の指導、認定された介護度以上のサービスを要求されるといった困難事例に対し、対応の助言などスキル向上の支援を行ってまいります。また、今回の介護報酬改定で居宅介護事業者の基本報酬は引き上げられましたが、処遇改善加算は対象外となっているため、人材確保につながるよう国に対し対象とすることを要望したところです。

介護の問題に対しては、不安はまだ払拭されません。誰もが、関わらなければならない「介護」だけに、その施設、システム、そして人材の確保はとても重要な課題です。続いては予算決算特別委員会の総括質疑の中で取り上げました。

5 観光行政について

(1) 福井アリーナの整備、運営について

2月に発表された整備・運営に関する基本計画について、2月定例会から議論となっている、整備費への最大50億円の行政支援とともに、利用想定や年間収支などの運営計画においても、現時点では、疑問を感じる点があります。

まず、メインアリーナにおける収益について、計画ではプロスポーツやコンサートなど、用途別の利用日数は示されていますが、利用料金や収益予想は示されておらず、例えば他のアリーナと比較して妥当な想定となっているかなど、より詳細な説明が必要であると考えます。

また、利用想定について、県民利用と福井市利用で年間160日が見込まれていますが、アリーナから離れた地域に住む県民にとっては、距離的に利用しづらいことや、土日や祝日は、プロスポーツやコンサート開催による利用が中心となると思われ、県民利用が平日に限定されてしまわないか、懸念が残ります。

このように、2月に提示された計画の内容だけでは、十分に理解できない点があります。

質問1 今年末頃から予定されているアリーナの実施設前、運営面についてのより具体的で実現可能性の高い計画を持って議会への説明と協議が必要と考えるが、所見を伺う。

【交流文化部長】 経済界から示されている基本計画案は、他県でアリーナ整備の実績がある設計会社、運営会社の意見を聞きながら、資金調達や開館後の安定的な運営を考慮して慎重に作成したものと聞いています。運営計画については、民設民営の観点から経済界の計画を尊重したいと考えていますが、県としても詳細な収支計画が示され次第、収支見通や経済波及効果等について検証していく予定であり、具体的にはサンドーム福井や県営体育館、福井市体育館の類似施設の運営状況を参考に国への交付金申請や議会への説明に向け、市とともに収支計画や事業想定などについて各分野の有識者の意見もお聞きしながら精査していきたいと考えています。

アリーナの問題に関しては、多くの議員がとり上げています。民設・民営というコンセプトでのスタートだったものが、今の時点では、県税を投入する行政の姿が明らかになっています。

このまま、進めていくことは、県民の理解を得られないものとなります。

この課題についても、予算決算特別委員会の総括の中でも取り上げました。

6 農業行政について

(1) 種苗法改正後の県内品種の状況について

令和4年4月に「種苗法の一部を改正する法律」の全ての項目が施行され、登録品種の流出制限や自家増殖の許諾制について定められたほか、品種登録の手数料が変更になりました。法改正前の令和2年度には県議会でも議論されました。法改正前には、農家の「自家増殖の権利」が制限される可能性があるとのことで、不安と反対の声が多くありましたが、県では自家増殖の取扱いについて、令和6年4月現在で13品種を海外持ち出し禁止としており、そのうち8品種を県内に限るとし、栽培範囲を制限しております。もちろん、いちほまれはブランド米として県外に流出しないよう守るべき品種でありますし、あきさかりやイクヒカリなども増殖して第三者へ譲渡する行為は、県内であっても福井県の許諾契約が必要となりました。

質問1 法改正から2年が経過したが、これまで県は農家への法改正周知をどのように取り組んできたのか、また、その影響をどのように捉えているのか、現在の課題と対応方針について伺う。

【農林水産部長】 県では種苗法の改正に伴い、各農林総合事務所に相談窓口を設置するとともに、パンフレットの配布やホームページへの掲載、JAの栽培講習会を通じ農家に周知してまいりました。県内で主に栽培されているこしひかりやハナエチゼンなどは、開発の一定期間が経過しており、自家増殖が制限されないこと、また、生産物の品質を確保するため、県とJAが法改正前から種子購入を農家に指導してきたことから、混乱はなかったものと考えています。いちほまれやさかほまれなどについては、種子が県外に流出して、ブランド価値が損なわれることがないようにしていくことが重要ですので、種苗の自家増殖や状況を制限することを目的とした種苗法の遵守の徹底に向け、引き続き農家への周知を図ってまいります。

かつては地域の在来種（固定種）を農家が種取りをし、伝統野菜などを継承してきましたが、現代の農業において中心となっているF1種に切り替えられて以降、日本の在来種の4分の3が消えてしまったと言われております。現状では日本には、伝統的在来種を保全する法律がないため、福井の環境保全のためにも県独自で在来種を保護する条例などを制定することも考えられます。

質問2 県では農作物の遺伝資源や伝統的在来種をどのくらい所有し、どのように管理しているのか、また、将来に向け、在来種を保護していくために多様な在来種の保護を目的とした条例などを制限すべきだと考えるが、所見を伺う。

【農林水産部長】 県では、農業試験場において、在来種等の保存に取り組んでおり、遺伝資源として、水稻や野菜の種子については在来種41種類を含む351種類を所有しています。冷凍、または冷蔵で保管しており、発芽率が落ちないように適宜更新するなど、原種の保存、保護、供給体制を確立しています。在来種等の種子の保存、保護などに関する条例については、岩手県や長野県など、全国で4県が定めていますが、伝統野菜などの種子の保存及び保護の体制が十分ではないという状況を踏まえ、令和2年度以降に制定されたものです。一方、本県においては、平成14年度から農業試験場における管理体制を確立しており、今後も多様な在来種の種子の適切な保存法に努めていきたいと考えています。

7 土木行政について

(1) 老朽化したインフラへの対策について

高度経済成長期に建設された道路・下水道など公共インフラの老朽化が急速に進んでいます。老朽インフラの維持、長寿命化は、安全・安心な生活の確保に不可欠です。1月の能登半島地震においては、道路の崩落や陥没、断水といったインフラの被害が相次ぎ、住民の生活に大きな影響を与え、インフラが正常に機能することの重要性を改めて認識しました。

老朽インフラへの対策について、2012年に中央自動車道笹子トンネルの事故が発生したことを受け、翌年には道路法が改正され、5年に1度の定期的なインフラ点検が義務付けられました。

しかし、地方の小規模な自治体などでは、インフラの点検に充てる職員の不足が深刻化しており、本県の市町においても、技術系職員の募集に際し、応募者が募集枠を下回る市町が多く、技術系職員の確保に苦慮しています。

また、老朽インフラを修繕する施工業者について、令和6年4月1日から適用された働き方改革関連法により、建設業の時間外労働に対する上限規制が厳格化され、人手不足により、点検で修繕が必要な場所が見つかって、ただちに工事に着手できるかどうか懸念されます。

「点検する自治体職員」と「修理を担う施工業者」という、2つの視点からの人材の不足に対して、国土交通省は、自治体単独では限界があるインフラ点検・補修について、複数の自治体による広域の地域インフラと捉え、地域全体で緊密に連携し、総合的かつ多角的な視点でマネジメントする観点が重要としています。

質問1 橋梁などの老朽インフラ点検の効率化や補修への視聴着手に向けた市町との広域的な連携について、現在の取組状況と課題について伺う。

【土木部長】 本県では、国、県、市町などで構成する福井県道路メンテナンス会議において市町への技術的な助言や相互研修を行うほか、県が開発した点検補修履歴を一元管理するシステムを提供するなど、市町と連携した取組を進めているところです。その取り組みもあり、県内市町が管理する橋梁など道路の老朽インフラについては平成26年度から実施した1巡目点検において、全国平均の52%に対し、本県では92%の修繕が完了しており、2巡目点検による修繕も計画通り進められているところです。一方で市町職員の人材不足等が課題であると認識もしており、国でもその対策として行政区域にこだわらない、広域的、効率的なインフラマネジメントの具体的な検討を始めたところです。県としてはこうした国の検討状況を注視するとともに市町の意見も聞きながら老朽インフラの点検の効率化や早期補修につながるよう引き続き取り組んでまいります。

8 教育行政について

(1) これからの教育行政に臨む姿勢について

本県は、家庭や地域における教育への関心の高さ、また、教員の質の高さに加え、国の基準を上回る教職員配置により、きめ細かな指導を行うことで、全国と比較して高い学力を維持しています。

今年度は「第4期 福井県教育振興基本計画」の改定作業が行われますが、教育を取り巻く環境の変化に対応しながら、ぜひこうした特性の維持、向上を図っていただきたいと考えます。

教育長は就任当初、教員の働き方改革について「国の動きなども見て待遇改善とセットで進める。教員が仕事に誇りを持つことで、子どもたちにもいい影響が出ると思う」と述べておられました。

教員の働き方改革は急務となっていますが、昨年行われた教員採用試験の教諭の受験者倍率は、過去最低の2.56倍となるなど、教職を希望する若者は減り続けており、人材確保を巡る状況は、依然として厳しいままです。また、全体に占める若手教員の割合が増える中であって、産休・育休取得者は増加し、代替教員の確保が追いつかない状況下で子ども達の学習を行わざるを得ない学校が増えています。

さらに、子ども達に目を向けると、不登校や発達障がいのある児童生徒、外国にルーツを持つ子ども達の数が増え続けており、学校は多様性への対応も求められるなど、教員を取り巻く環境は過酷さを増しています。

質問1 教職員が働き甲斐を持って、教育に携われる環境づくりのために具体的にどのような政策を講じていくのか、所見を伺う。

【教育長】 教職員の仕事の最大の魅力は、日々の学習や学校生活を通して、子ども一人一人可能性を引き出し、成長を支えることにあると考えています。学校現場で子どもと接する中で身近に成長を感じ取れることは大きなやりがいを味わうことができるものです。このため県では教職員が子どもと関わる時間をできるだけ確保するよう、学校の業務改善に努めてまいりました。具体的には管理職による勤務時間管理の徹底、学校運営支援や部活動支援員などの外部人材の登用、校務支援システム導入による効率化、小学校高学年の教科担任制の拡充など様々な取組を行ってきており、一定の成果を上げているものと考えます。こうした業務改善に加え、今後はさらに教職員の働き甲斐が向上するよう、教職員が子どもが学びを楽しむ工夫や学校の業務改善など成果を上げた場合には、この教職員の成果を表彰する仕組みの創設を考えているところです。また、教育は学校のみならず、家庭、地域がそれぞれの役割を果たして協力しあうというものであり、その上で、学校や教職員が地域と保護者から信頼され応援してもらえるような環境作りにも取り組んでいきたいと考えています。

質問2 6月3日に第4期福井県教育振興基本計画策定に向けた福井の教育振興会推進会議が開催された。引き出す教育、楽しむ教育を柱に進められてきた現計画における5年間の総括、そして推進会議での議論を踏まえ、今後に向けての改善点は何なのかを伺う。

【教育長】 現計画に基づきこれまで理数教育や英語教育の拡充、一人1台端末の導入など一人一人の個性を引き出す教育、また、高校生プレゼン甲子園や小学生向けサイエンスショーの開催など学びを楽しむ教育、ふるさと教育フェスタの開催や職業高校での共通科目、福井の産業の解説など、地域の理解を深めるふるさと教育、この3つの観点で子ども達を主役に置いた教育を進めてまいりました。先日の推進会議において委員からこれまでの取り組みに対して理解いただくとともにさらに地元に関心や愛着を持つ教育の強化が必要であるとか、教員が働き方改革を進めることが教育の質の向上に繋がるという御意見もいただきました。次期計画については学ぶことの楽しさを実感すること、また、自分自身の将来を主体的に描くこと、そして現場の教職員が自信と誇りをもって働ける環境づくりなど、こうした観点から検討を進めてまいります。

藤丸新育長のもと、教育への注目度が高まっています。

ただ、課題は山積しています。しかも、子どもたちの年齢が進んでいくのは止めることはできません。現在、教育を受けている状況がどのように進んでいこうと、目標はぶれてはなりません。それは、子どもたちが自立していくことなのだと思います。そのために、全力を尽くしたいと、決意を新たにしました。

9 公安行政について

(1) SNS詐欺等への対策について

県警察本部のまとめた「令和5年の治安情勢」によると、令和5年の特殊詐欺の認知件数は29件で、架空料金請求詐欺、オレオレ詐欺などによる被害が多く、前年よりも3件増加し、被害額は約2倍に達しました。今年1月から5月の5ヶ月間だけでも、すでに昨年の年間総額に迫る勢いであり、手口は日々巧妙化し、高齢者だけでなく現役世代の被害が目立っているという状況です。

一方、架空の投資話を持ちかけるSNS投資詐欺や恋愛感情などを抱かせ金銭をだまし取るロマンス詐欺が全国で昨年の7月以降急増し、本県でもSNS投資詐欺・ロマンス詐欺の被害は、今年1月から5月の5ヶ月間で94件、被害総額は約6億4,000万円にもものぼり、5月の1ヶ月間だけでも10件、約7,000万円の被害がありました。本年1月に新NISAが始まり、政府が「資産運用立国」を目指すなど、投資への社会的関心の高まりに犯罪グループが乗じている背景があるようです。こうした実態を受け、県警察本部では、昨年度開設した、特殊詐欺への注意を呼びかけるコールセンターにおいて、SNS投資詐欺、ロマンス詐欺対策についても併せて警鐘を鳴らしています。

質問1 コールセンターの設置などによる注意喚起がなされているにもかかわらず、看過できない特殊詐欺の被害が発生する背景をどのように分析しているのか所見を伺う。また、SNS投資詐欺、ロマンス詐欺については、県警本部の部門横断で構成されるプロジェクトチームが先月立ち上がり、容疑者の摘発と犯罪被害の抑止に取り組むとのことだが、今後の具体的な方策について伺う。

【警察本部長】 特殊詐欺の被害があとを絶たない背景としては、犯人側が電話を利用して被害者をあたかもトラブルの当事者になっているかのようにだますなど一般的な圧迫、動揺を与える巧妙な手法を用いており、一般的な注意をしているだけでは防ぐのが困難であることを考えています。この点を踏まえてコールセンターを設置するなどして、注意を促しているところです。あわせて犯人からの電話をシャットアウトする対策が大切と考えており、留守番電話設定や防犯機能付き電話の利用促進に加えて、昨年からは固定電話の通信事業者が行う、例えば非通知を拒否したり、迷惑電話をブロックするサービス利用、国際電話の利用停止について、高齢者を中心に促しています。2つ目はSNS投資詐欺、ロマンス詐欺に対する今後の取組方策についてお答えします。県警察では5月にプロジェクトを立ち上げ、検挙と抑止の両面に対策をしているところです。検挙の面では、部門横断的な取締りと、関連情報の収集、分析に加え、被疑者のSNSのアカウントや暗号資産の口座等の犯行ツールに関する初動捜査や措置を徹底するほか、全国の警察と緊密な連携を図り、犯行グループの摘発に向けて取り組んでまいります。抑止の面では、犯人とのやり取りがSNS上で完結することから、自分自身で被害に遭わないよう注意していただくことが必要であり、防犯アプリのふくいポリスなどにおいて注意を促しています。このほか、投資経験を有する被害者も多いことから、証券会社と連携した広報啓発活動や、被害者には40代、50代も多く、年齢層が幅広いことから、事業者の協力も得て、従業員や家族に対して注意を促す取り組みを推進しています。今後も引き続き、県民に手口や対策などについて情報を提供して被害を防止してまいります。